

○暴風警報発令時等のごみ収集体制について(西尾地区)

暴風警報等が発令された場合などのごみ出しについては、下記のとおりですのでご承知ください。

1. 可燃ごみ

収集日当日の日の出時点で暴風警報(西尾市)が発令されている場合は、危険ですのでごみ出しは自粛してください。

なお、出されたごみは、作業の安全を確認し収集しますが、天候により作業が危険と判断した場合は、翌日以降になることもありますのでご了承ください。

2. 燃えないごみ

可燃ごみと同じ

3. プラスチック製容器包装

可燃ごみと同じ

4. 資源物

ア： 収集日前日のコンテナ配布については、午前 9 時までに判断し、中止の場合は速やかに町内会長または衛生委員に連絡します。

なお、収集日当日出された資源物は、作業の安全を確認し収集しますが、天候により作業が危険と判断した場合は、翌日以降となりますのでご了承ください。

イ： 収集日前日のコンテナ配布後、翌日の収集は危険と判断した場合は、コンテナ飛散防止のため、配布したコンテナを速やかに回収し、町内会長または衛生委員に中止の連絡をします。

なお、収集日当日出された資源物は、作業の安全を確認し収集しますが、天候により作業が危険と判断した場合は、翌日以降となりますのでご了承ください。

5. その他

ア： 安全確保のため、市の判断でごみ収集を中止することがありますのでご承知ください。

イ： 東南海地震の警戒宣言発令時は、全てのごみ収集を中止します。

※市の指定しているごみ出し時間は、日の出から午前8時30分までです。